

最低賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援策について

令和3年8月5日、長野地方最低賃金審議会から、長野労働局長に対し、長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」を現行の時間額849円から28円引き上げ、877円に改正することが適当である旨の答申がありました。長野労働局では、この答申を踏まえ、長野県最低賃金の改正に係る手続きを進め、改正された最低賃金を本年10月1日に発効する予定です。

長野労働局では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化で、厳しい業況にある中小企業・小規模事業者に対し、事業存続と雇用維持に向けた支援を実施しています。

雇用調整助成金等

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を30円以上引き上げる場合、長野県(地域別)最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給します。

また、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業:4/5[9/10]、大企業:2/3[3/4]([]内は、解雇等を行わない場合))以上を確保する予定です。



<詳細は、長野労働局ホームページ「雇用維持関係の助成金」をご覧ください。>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者(事業場規模100人以下)の生産性向上(業務の効率化に資する設備投資等)を支援し、事業場内で最も低い賃金の引上げ(※)を行う場合に、設備投資等経費の一部を助成(上限額20万円~600万円)します。8月1日から、対象人数の拡大や助成上限額の拡充を実施しています。

(※)長野県最低賃金の改正発効日(10月1日予定)「後」に助成金申請・賃金引上げを行う場合は、「改正後」の長野県最低賃金額から一定額以上の引上げが対象

<詳細は、長野労働局ホームページをご覧ください。>

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/_119870.html



キャリアアップ助成金 <賃金規定等改定コース>

すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に、増額対象労働者数に応じた一定額を助成します。

<詳細は、長野労働局ホームページをご覧ください。>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.htm



その他の支援策 <厚生労働省ホームページをご覧ください。>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html



ひと、くらし、みらいのために